

一般社団法人日本健康促進会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本健康促進会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を鹿児島県日置市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、人類の健康に関する学術的な研究を行い、その研究成果を広く普及させることにより、人々の健康増進と世界的な交流の促進を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 健康食品及びサプリメントに関する調査及び研究
2. 健康食品及びサプリメントに関する広報活動
3. 健康食品及びサプリメントの製造及び販売
4. 各種商品の輸出入業
5. 各種商品の売買
6. 健康食品及びサプリメントに関するコンサルティング業務
7. 健康食品及びサプリメントに関する研究会、研修会及び講習会の開催
8. 健康・予防医療等に関する学会その他関係団体への協力及び参加
9. 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 第6条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (5) 除名されたとき。

(6) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、理事5名以内を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議

によって定める。

第5章 基金

(基金の拠出等)

第22条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から同年6月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第24条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第25条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年6月30日までとする。

(設立時役員)

第26条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 山下 政弘

(設立時社員の氏名及び住所)

第27条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

住所 鹿児島県日置市吹上町中原3892番地3

氏名 山下 政弘

住所 鹿児島県日置市吹上町中原3913番地

氏名 株式会社フジ・ケアコーポレーション

(法令の準拠)

第28条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本健康促進会設立のため、設立時社員山下政弘外1名の定款作成代理人行政書士深野英二は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和2年7月6日

設立時社員 山下 政弘

設立時社員 株式会社フジ・ケアコーポレーション 代表取締役 山下 政弘

上記2名の定款作成代理人

住所 鹿児島市下荒田4丁目46番23号 FMJビル4階

氏名 行政書士 深野 英二